

山口大学医学部附属病院治験審査委員会規則 一部改正新旧対照表

現行（旧）	改正後（新）
<p>（組織）</p> <p>第3条委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>2 同条第1項第1号及び第6号の委員は、病院運営審議会の議を経て、病院長が委 嘱する。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（組織）</p> <p>第3条委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>2 同条第1項第1号及び第6号の委員は、病院運営審議会の議を経て、病院長が任 命する。</p> <p>3 （略）</p>